- 1. これまでの審議事項のとりまとめ
- 2. 計画主体との調整状況
- 3. 答申内容(案)
- 4. 今後のスケジュール

令和5年12月13日(水) 安城市 企画部 健幸=SDGs課



つながる。かなえる。健幸のまち、安城

- これまでの審議事項のとりまとめ
- 計画主体との調整状況
- 答申内容(案) 3.
- 今後のスケジュール

1. これまでの審議事項のとりまとめ

① 審議会の前提

- 株式会社アイシンによる「建設支援と負担付き寄附」の申出
- 三河安城交流拠点に対する、安城市の考え方
- 三河安城交流拠点検討審議会(附属機関)の設置と諮問
- 三河安城交流拠点検討審議会のスケジュール

② 第1回三河安城交流拠点検討審議会(論点整理会含む)での審議

事務局から基礎的な情報を提供・説明し、委員から疑問・論点をいただく機会。

- 評価の考え方(上位計画との関係、スタジアム・アリーナ改革指針に基づき評価)
- 委員から見た、調整を要する論点

③ 第2回三河安城交流拠点検討審議会での審議

第1回&論点整理会で整理した論点に従い事務局が評価を実施、評価内容、答申の骨子についてご議論いただく機会。

- メリット・リスク・評価のまとめ
- 市民ワークショップなどの意見反映
- メリット・リスクへの対応
- 事業スキームの評価
- 答申の骨子(受け入れの条件)

- ...メリットあり、リスクあり
- …市民意見を反映して計画されている
- ...メリット最大化、リスク最小化条件を審議
- ...経緯含め、民設民営スキームが相当である
- ...審議会で議論

1. これまでの審議事項のとりまとめ 第2回三河安城交流拠点検討審議会

・ 第2回審議会にて追加された論点

要調整事項(第2回審議会)

項目	論点	調整事項
事業計画	まちづくり施策につ いて	① 市民意見は項目出しを行い、項目ごとに対応や賑わい創出事業を整理した方がよい(中村委員)② 市民・ファンの満足度を高めるために、市民や協議会の意見を施設の改善や運営に反映させていくことは大枠として重要な方針
	事業終了時の取 扱	① (停止条件が発効した場合、)付帯設備や構築物をどのように扱うのか、検討していく必要がある(上林委員)
	施設敷地の取扱	(特になし)

1. これまでの審議事項のとりまとめ 第2回三河安城交流拠点検討審議会

・ 第2回審議会にて追加された論点

要調整事項(第2回審議会)

項目	論点	調整事項
施設計画/スキーム	施設計画について	(特になし)
	資産区分・負担方 法について	① (停止条件が発効した場合、) 付帯設備や構築物をどのように扱うのか、検討していく必要がある (上林委員)
収支計画	ネーミングライツ等 収入について	① キャッシュフロー増大のインセンティブにもなるため権利付与はよい(中村委員)
賑わい創出	まちづくり施策につ いて	 ① ステークホルダーの意見を聞いて進めるような条件付けを行う方法、市がコーディネーターとして参画する方法などが考えられる。現時点で決めてしまわず、仕組みも併せて継続検討するという書き方にしておくのが良い(中村委員) ② まちづくりの主体は連絡協議会などあくまでも地域であるべきだろう(上林委員) ③ 柏の葉のまちづくり協議会の様に今回もまちづくりの柱になる組織が必要だろう(前田委員) ④ 一方、アリーナの成否にも影響する三河安城駅前の公園などの都市基盤は、行政がステークホルダーとなる。まちづくりの主体や進め方は継続協議とすべきだろう(中村委員) ⑤ 民間でのエリアマネジメント組織の組成を期待する」程度は今回の答申で謳っても良い(上林委員) ⑥ 民間の裁量が大きくなる仕組みは織り込むべき(中村委員、前田委員) ⑦ 安城市の産業構造など特殊要因も考慮すべき(中村委員) ⑧ 施設活性化のためには、住民参加の仕組みを作っていくことが重要(中村委員) ⑨ 三河安城駅は安城市にとって中域~広域集客の虎の子の地域になっている。共益(公益の地域版)の概念を取り入れ、市全体、周辺エリア全体に利益をいきわたらせ、三河安城駅エリアの中核性を高めるべき(中村委員) ⑩ 上記を含め、まちづくりのイニシアチブをとる主体を今後検討する必要がある(中村委員)

- これまでの審議事項のとりまとめ
- 計画主体との調整状況
- 答申内容(案) 3.
- 今後のスケジュール

2. 計画主体との調整状況

① 審議会での「審議状況」を市は計画主体に確認

- 第2回審議会の資料1、2-1~3及び当日の議論内容を計画主体に 情報提供。
- ・ 両者で確認し、協議を継続。

② 審議会での「答申の骨子」を市は計画主体に確認

- 第2回審議会の「答申の骨子」について確認。
- 「②寄附時に適正な資産価値(運営)と健全な収支となること」については、 「寄附時まで」と「寄附後」に分けて整理をし、より市民への利益が確保できる よう分けて整理するべきと申出があった。



- **2. 計画主体との調整状況** 答申の骨子(受け入れの条件)
 - 基本的な考え方=市民への利益を最大化することを前提
 - ① 現計画段階での規格・品質を維持すること。 寄附施設が、スタジアム・アリーナ改革指針、Bプレミアに即す施設となること。
 - ② 寄附時に適正な資産価値(運営)と健全な収支となること。

今後運営計画等を詳細化していく中で、計画段階から事業終了時に至るまで、市に金銭的負担のない 事業計画・事業スキームが維持できるよう、双方が継続的に協議を行うこと。 計画主体は、協議経過について審議会等でモニタリングに協力すること。

③ 調整が必要な事項を明確化すること。

計画主体は、今後運営計画等を詳細化していく中で、上記①②に課題が生じる際は、速やかに事態を報告し協議を行うこと。

④ 停止条件付の合意とすること。

上記①~③の対応がなされていないと判断された際は、市は竣工時の寄附について解除できるものとすること。

- 2. 計画主体との調整状況 答申の骨子(受け入れの条件 計画主体調整後)
 - ・ 基本的な考え方=市民への利益を最大化することを前提
 - ① 現計画段階での規格・品質を維持すること。 寄附施設が、スタジアム・アリーナ改革指針、Bプレミアに即す施設となること。
 - ② <u>寄附時に適正な資産価値(運営)と健全な収支となること。</u> 今後運営計画等を詳細化していく中で、計画段階から事業終了時に至るまで、市に金銭的負担のない

計画主体は、協議経過について審議会等でモニタリングに協力すること。

事業計画・事業スキームが立案できるよう、双方が継続的に協議を行うこと。

- ③ **寄附後も適正な資産価値(運営)と健全な収支を維持すること。** 追加 寄附後も、市に金銭的負担のない事業計画・事業スキームが維持し続けられるよう、双方が継続的に
 - 協議を行うこと。計画主体は、モニタリングに協力すること。
- ④ 調整が必要な事項を明確化すること。

計画主体は、今後運営計画等を詳細化していく中で、上記①~③に課題が生じる際は、速やかに事態を報告し協議を行うこと。

⑤ 停止条件付の合意とすること。

上記①~④の対応がなされていないと判断された際は、市は竣工時の寄附について解除できるものとすること。

- これまでの審議事項のとりまとめ
- 計画主体との調整状況
- 答申内容(案) 3.
- 今後のスケジュール

1. 答申(案)の構成

答申の構成…審議会での議論を以下の構成に再編

- 1. <u>三河安城交流拠点が公の施設となることによる市のメリットやリスク、</u> <u>市民が得られる利益</u> への答申
 - 1. 背景
 - 2. 審議における留意事項
 - 3. 「市のメリットやリスク、市民が得られる利益」の評価方法
 - 4. 「市のメリットやリスク、市民が得られる利益」の評価分析
 - ① 「上位計画との関係」における評価
 - ② 「スタジアム・アリーナ改革指針」における評価
- 2. <u>今回の申出内容である負担付寄附というスキームの評価</u> への答申
- 3. 本市が申出を受けるにあたって、メリットが最大化され、リスクが最小化 される条件 への答申
 - 1. 申出を受ける原則
 - 2. 基本的な考え方
 - 3. 今後調整が必要な事項

2. 諮問事項

諮問事項

以下3点の調査により、申出を受けるべきか否かを審議いただくこと。

- 三河安城交流拠点が公の施設となることによる市のメリットやリスク、 市民が得られる利益
- 2. 今回の申出内容である負担付寄附というスキームの評価
- 3. 本市が申出を受けるにあたって、メリットが最大化され、リスクが最 小化される条件

3-1. 答申(案) 諮問事項1

- 1. 三河安城交流拠点が公の施設となることによる市のメリットやリスク、市民が得られる利益 の答申 (案)
- ・ 三河安城交流拠点については、市の各計画の目的に寄与し、かつスタジアム・アリーナ改革指針に即した施設と考えられる。
- また、市民アンケートやワークショップの意見を踏まえ、地域と連携した賑わい創出事業を提案するなど「三河安城地域の活性化、賑わい創出」への貢献を計画されていることを踏まえ、総合して社会的・経済的な評価ができる。
- 今後三河安城交流拠点の立地に当たっては、市が得られるメリットを最大化し、リスクを最小化する必要がある。
- メリットの最大化のためには、「施設の規格・品質の確保」、「賑わい創出 への積極的な関与」が求められ、リスクの最小化のためには、「まちづくり 施策」、「ネーミンライツ等収入」等への対応について協議することが求め られる。
- これらにより、市民にも利益があるものと考える。

3-2. 答申(案) 諮問事項2

- 2. 今回の申出内容である負担付寄附というスキームの評価 の答申 (案)
- 三河安城交流拠点は、行政計画に基づくものではなく、民間主導で始まった ものである。
- ・ 市が整備主導するスキームでは、シーホース三河が令和8年に創設される新 カテゴリー「Bプレミア」に参入することがスケジュール上実施困難となる。
- ・ 従って、民間が主導するスキーム(民設民営、負担付き寄附)が有用と考える。
- また、市の負担(財政、建物管理、運営)、市との連携、事業者の期待(自由度、財務)を鑑み、提案のあった負担付き寄附は、市にとって負担の少ないスキームであると考える。
- ・ さらに、市から計画主体へ運営権を付与することにより、より自由な運営が 確保できるスキームとなる可能性があるため、運営権の併用可能性を継続協 議とすることが望ましい。

3-3. 答申(案) 諮問事項3

- 3. 本市が申出を受けるにあたって、メリットが最大化され、リスクが 最小化される条件 の答申(案)
- ・ 負担付き寄附の申出を受けるに当たって、市は「市民への利益を最大化すること」、「市に運営上の負担が一切ない」という前提の下で、「現計画段階での規格・品質を維持すること」、「寄附時に適正な資産価値と健全な収支となること」、「寄附後も継続して適正な資産価値と健全な収支となること」、「今後調整が必要な事項★1を明確化すること」、「停止条件付の合意とすること」を条件と付すべきである。
- このことを、市は計画主体と包括的に申合せを行うこと★2が望まれる。
- また、今後調整が必要な事項については、双方協議の上、誠意をもって解決 していくべきである。

<u> 1事業計画</u>

(ア) まちづくり施策について

- A) 施設及び施設の運営により地域貢献に資することが、本事業に対して市 が協力する前提となるため、提案される地域貢献策を継続的に事業実施 していくことが出来る計画及び体制となる様計画主体に求める。
- B) 上記に伴い実施する自主事業等についても上位計画等との整合性を踏ま えた活動とすることを求める。
- c) また施設本体のみならず、敷地や周辺の公共空間を活用した施策展開や施設利用者が三河安城を中心に滞在したくなるための観光・産業施策など、周辺へのエリアマネジメント等への協力なども求める。

①事業計画 の続き

(イ) 事業終了時の取扱

A) 事業終了段階において市に負担が生じない様、事業終了時に想定される 負担を想定し、計画主体が負担することを求める。

(ウ) 施設敷地の取扱

- A) 施設及び当該施設と一体不可分と想定される駐車場及び広場部分を含む 一体敷地に対し、必要となる市の権利設定を行うことを求める。
- B) 市は計画主体が敷地内に本事業と連動する施設整備等を実施する場合において、事前にアイシン社から提案を受けた上、「申出を受ける原則」を鑑みた上、適切な提案であった場合、当該部分の権利設定範囲を解除の上、アイシン社に返上することが望ましい。

②施設計画/スキーム

(ア) 施設計画について

A) 施工状況について定期的に市に進捗報告を実施するとともに、適正な資産価値となっているか確認するため市が実施するモニタリングに協力することを求める。

(イ) 資産区分・負担方法について

- A) 施設整備に付帯する資産(知財等も含む)について、詳細に整理すると ともに、原則計画主体の負担とすることが望ましい。
- B) そのうえで、それぞれの資産について、計画主体負担とするための適正 なスキームの検討について、双方協力して採用に向けて調整することを 求める。

③収支計画

(ア) ネーミングライツ等収入について

- A) ネーミングライツ収入は原則市の収入となるが、こうした収入の収受が 運営会社の独立採算上重要な要素となっていることを鑑み、ネーミング ライツやそれ以外の権利に由来する収入の収受方法について、市と事業 主体で継続調整とすることを求める。
- B) 上記を達成するための手法として、運営権などの付加的なスキームの活用を検討することを求める。

④賑わい創出

(ア) まちづくり施策について

- A) 計画主体は、まちづくり活動について具体的な取り組みを引渡しまでに 整理し提案するよう求める。
- B) 市は計画主体のまちづくり計画の提案を含め、経済効果及び社会的効果 を算出することが望ましい。計画主体は当該算出に必要なデータ提供な どに協力することを求める。
- c) 市が提案するまちづくり活動に対し、計画主体は積極的に協力すること を求める。

3-4. その他 包括的な申合せ★2において今後問題となる論点

① 申出に対し、受入れ条件を作成する。

- 受入れ条件を作成し、双方で申合わせること。
- この申合せにおいて、別途「今後調整が必要な事項」についても別表として管理できるようにすること。

② 受入れ条件の作成は、建設主体、運営主体の役割がわかるようにしておく。

• 適正な資産価値となる責任を明示するために建設主体を、健全な収支を実現する 責任を明示するために運営主体を含むこととする。

③ 具体的な停止条件は別途定める。

- 市と計画主体は、適切な周期で情報交換会を継続して開催し、「申出を受ける原則」を視点に施設計画を継続協議し「今後調整が必要な事項」の解決に取り組む。
- 計画主体は、施設計画や「今後調整が必要な事項」について、三河安城交流拠点検討審議会に報告を行い、審議会は評価を行う。
- 「適正な資産価値と健全な収支となる」ためのモニタリング方法は、別途協議の上で定めるものとする。

- これまでの審議事項のとりまとめ
- 計画主体との調整状況
- 答申内容 (案) 3.
- 今後のスケジュール

① 令和5年12月13日 第3回三河安城交流拠点検討審議

② 今和5年12月 検討審議会より答申の提出

③ 答申内容への対応

④ 安城市議会に対し、負担付き寄附の議案提出

